一般社団法人日本ゴールボール協会 リスク管理ガイドライン

令和2年8月2日

(目的と具体的な狙い)

第1章

1、目的 当協会にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時 から、不祥事、事故、天災といった有事の対応方法について計画し事前準備 を行う。

2、具体的な狙い

(1) 役職員が危機管理の重要性を理解する

危機管理を機能させるにあたっては、危機管理を指揮する役員と実行部隊である 各職員が、危機管理の重要性やその対応方法をきちんと認識し理解していなけれ ばならない。役員・職員の理解が欠如していると、危機管理がうまく機能せず、 有事での対応が後手に回る危険があるからである。そこで、マニュアルという「危 機管理の見える化」による危機管理の具体化によって、役員・職員に危機管理の 重要性を認識・理解させる必要がある。

(2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる

有事の際には迅速な対応が求められるため、事が起こってから本格的な対応を考えたのでは遅きに失することになり、スポーツ団体の信頼毀損のおそれがある。そのため、マニュアル作成という作業を通じて、法人自身が当事者意識をもって、将来の不祥事等を想定して事前に対応方針、対応方法などを検討し、有事の際に、必要なアクションに漏れがなく、また迅速かつ適切に対応できるよう備えておくことにより被害を最小限に食い止めることが肝要である。

(対象となるリスク事象)

第2章

- 1、内在的要因による事象
- (1) スポーツのインテグリティを毀損する事象
 - 体罰・暴力
 - ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
 - ③ ドーピング
 - ④ 八百長
 - ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態
- (2) 個人情報の流出
 - ① 漏洩

- ② 内部者による持出し
- (3) その他当協会の経営及び運営上のリスク事象
- 2、外在的要因による事象
- (1) 自然災害
 - ① 地震や津波による災害
 - ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② スポーツ団体の活動に起因する重大な事故
 - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) ウィルス等の感染症
- 3、犯罪行為
 - ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫
 - ② サーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃(個人情報への不正アクセスを含む。)
 - ③ 試合や競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
 - ④ スポーツ団体の法令違反、役職員による背任、横領等
 - ⑤ 所属選手その他アントラージュによる刑事事件
- (リスク管理の体制とアクションリスト)

第3章

- 1、内在的要因による事象
- (1) リスク事象の認識

内容:リスク事象の発覚は、通常は、以下のいずれかからとなる。

- · 内部通報
- ・お問い合わせ窓口
- ・被害者(保護者、所属先含む。)からの被害申告
- · 目撃証言
- ・コーチ、監督、スタッフからの報告
- · 外部からの報告 (JPSA、JSC 相談窓口等)

ポイント:リスク事象に関する情報の受け入れ窓口には様々なケースが想定される。ポイントとしては、情報を受けた者は、情報は分散させず、会長、 専務理事、コンプライアンス担当理事に報告する。

(2)情報集約

内容:会長、専務理事、コンプライアンス担当理事に集約する。また、理事に

は適宜情報を共有する。

情報を知る者を限定する。

ポイント: この段階では、上に定める者以外には報告を行わない。これまでの他団体等の失敗事例では、初期段階に多くの者が関わるほど、不正確な情報発信が行われ混乱を招くとともに、発信元となった理事等個人がマスメディアから攻撃的取材の対象となる可能性が高まる。

(3) 暫定的対応

内容: 事案によっては、被害の拡大、継続を防止するため即座に暫定的対応を 行う。

- ・ 暫定的対応は、専務理事が(必要に応じてコンプライアンス担当理事と 協議の上)決定し、会長が発する。
- ・ 専務理事が不在の場合は、会長若しくは理事会が直接的に判断を行う。 ポイント: 事案によっては、追加的被害を抑制するために、暫定的対応を可及的速 やかに行う必要がある。

(4) 事実確認 · 調査

内容: その内容、難易度に応じて、コンプライアンス担当理事が、コンプライアンス委員を招集し、初期対応を行う。その後、事実調査と処分に関する答申を行う。

· 当協会による調査では公平性が損なわれる可能性がある場合には、第 3者委員会に外部委託する。

ポイント: 事実確認・調査は、機動的に行い、可能な限り早急に対応策をまとめる 後に策定する再発防止策のために、原因解明を必ず行う。

(5)情報管理

内容:メディアおよびスポンサー等への対応を行う。 メディア対応担当者を決めて、窓口を一本化する。

- ・メディア対応担当者用の Q&A を作成する。
- 外部公表の基準等については別に定める。

ポイント: 事実調査を行っている間にメディア等から取材が来る可能性がある。当協会として、コンシステントな情報発信を行うために情報発信源を一つとすることが重要。

(6) コンプライアンス関連事案に関する処分

内容: 行為者を必要に応じて処分する。処分は当協会規則に即して会長が行う。 ポイント: 理事等役員が処分される場合には、理事会を経る必要があるが、それ以 外は、コンプライアンス担当理事と顧問弁護士の助言を賜り会長が行う。

(7) 統括団体に対する報告

内容: 所管する統括団体がある場合には、適宜報告を行う。

・迅速さが求められるときは、第一報とし、必要に応じて、追って詳細な

報告書を提出する。

・処分権者が他に存在するときは、詳細な報告書をまとめる。

ポイント:マスメディアが報道する前に報告を終えておくことが望ましい。完全な報告書ができていればよいが、そうでない場合でも、第一報として簡単な報告書を作成する。

(8)被害者救済

内容:被害者が精神的ダメージを受けている場合には、その回復にどのような 対応ができるかも検討する。

- ・医療的なケア
- ・組織的ケア
- ・加害者との関係の配慮

ポイント:特に、加害者と接触の可能性がある場合(チーム内、練習環境等)、加害者の処分からの復帰後も見据えて考える必要がある。

(9) 再発防止策の策定

内容:再発防止策を策定する。

- リスク事象の生起の原因・誘引の特定とその排除あるいは抑制
- ・ 行為者本人に対するもの (個別研修)

ポイント:再発防止策は、広く、多角的観点から策定する。本人に対する研修は、 処分直後と、処分が終了した時点の2回行うこと。

(10) 再発防止策

内容:再発防止策を策定したら、必ず実施する。

- · 研修
- ・原因事情排除のための対応策の実施

ポイント: 実施担当者を決めて、継続的に行う。必要に応じて、毎年行うことも考える。

(11) 全体的な振り返り

内容:対応全体を通じて、当協会のリスク対応。手順や規定類等に不備がなかったか、改良すべき点がないかを検討する。

ポイント:内部規定の変更等は躊躇せず機動的に行う。

2、外在的要因による事象

(1) リスク事象の認識

内容:リスク事象は、通常は、以下のいずれかから明らかとなる。

- 報道等
- ・所管する統括団体からの通知
- ・国際連盟からの通知

ポイント: どこから情報が来ても、知るべき人が知る状況を作る。

(2) 情報共有

内容:会長、専務理事、担当理事で情報共有する。また、理事会に適宜情報を 共有する。

ポイント: リスク対応に必要な部署を見極めて早期に情報共有する。

(3) 暫定的対応

内容: 事象によっては、被害の拡大、継続を防止するため即座に暫定的対応を 行う。

・暫定的対応は、専務理事若しくは担当理事が決定し、会長が発する。

ポイント: 事象によっては、追加的被害を抑制するために、暫定的対応を可及的速 やかに行う必要がある。

(4) 現狀確認

内容:被害状況の確認等現状確認を行う。

・ 事象が地方で発生した場合や、全国的に発生している場合には、現地 県協会等の協力を得て、現状確認を行う。

ポイント: 事象によっては、現状確認が不要、不可能な場合もある。

(5) 対応

内容:対応は、理事会で決定する。迅速かつ柔軟な対応が求められる場合に は、超法規的対応として、会長、専務理事、担当理事に権限を集中させ て対応に当たる。

ポイント:対応に慎重さが求められる場合と、迅速かつ柔軟さが求められる場合がある。後者において、超法規的対応をした場合には、事後的に、権限に応じて理事会の承認を得る。

(6) 広報

内容: 当協会としての対応や方針を早期に公表する。

ポイント:社会的混乱を生じさせないように、早期に告知する必要がある。

(7) 個別相談窓口の開設

内容:事象に応じて、個別に相談できる窓口を開設する。

ポイント:関係者の不安を解消させる努力を行う。

(8) 事後的対応

内容:超法規的対応を行った場合には、事後的に理事会の承認を得る。

ポイント: 超法規的対応に非があった場合には、対応に当たった理事の責任が追及 できるようにする。

(9) 全体的な振り返り

内容:対応全体を通じて、当協会のリスク対応手順や規定類等に不備がなかったか、改良すべき点がないかを検討する。

ポイント:内部規定の変更等は躊躇せず機動的に行う。

3、犯罪行為

(1) リスク事象の認識

内容: リスク事象の発覚は、通常は、以下のいずれかからとなる。

- 日撃証言
- · 捜査機関
- 報道等

ポイント:会長、専務理事、コンプライアンス担当理事に報告する。

(2) 捜査機関への協力

内容:会長、専務理事、コンプライアンス担当理事は、捜査機関への協力を行 う。また、理事会には適宜情報を共有する。

- · 情報提供
- ・関係者の取調べ等への協力
- ・当協会が被害を受けたときは、被害申告

ポイント:捜査機関が早期に捜査を行い適正な処罰ができるよう協力する。

(3) 事実確認

内容: 当協会の倫理・懲罰規程に関わる場合には、コンプライアンス担当理事が事実確認および調査を統括する。

・懲罰委員会が、事実確認と処分に関する答申を行う。

ポイント:捜査機関の捜査活動を妨害しない範囲で、必要な事実確認を行う。

(4)情報管理

内容:メディアおよびスポンサー等への対応を行う。

- ・メディア対応担当者を決めて、窓口を一本化する。
- · メディア対応担当者用の Q&A を作成する。
- ・外部公表の基準等については別に定める。

ポイント: 事実調査を行っている間にメディア等から取材が来る可能性がある。当協会として、コンシステントな情報発信を行うために情報発信源を一つとすることが重要。

(5) 処分

内容: 当協会として処分の必要がある場合には、行為者を処分する。処分は当協会規則に即して会長が行う。

ポイント: 理事等役員が処分される場合には、理事会を経る必要があるが、それ以外は、コンプライアンス担当理事決裁で会長が行う。

(6) 統括団体に対する報告

内容: 所管する統括団体がある場合には、適宜報告を行う。

- ・ 迅速さが求められるときは、第一報とし、必要に応じて、追って詳細 な報告書を提出する。
- ・ コンプライアンス関連事案について 処分権者が他に存在するときは、

詳細な報告書をまとめる。

ポイント: 完全な報告書ができていればよいが、そうでない場合でも、第一報として簡単な報告書を作成する。

(7)被害者救済

内容:被害者が存在する場合には、精神的ダメージの回復をサポートする。

- 医療的なケア
- ・組織的ケア
- ・加害者との関係の配慮

ポイント:加害者と接触の可能性がある場合(チーム内、練習環境等)、加害者の 処分からの復帰後も見据えて考える必要がある。

(8) 再発防止策の策定

内容:再発防止策を策定する。

・リスク事象の生起の原因・誘引の特定とその排除あるいは抑制

ポイント:再発防止策は、広く、多角的観点から策定する。

(9) 再発防止策の実施

内容: 再発防止策を策定したら、必ず実施する。

・原因事情排除のための対応策の実施

ポイント: 実施担当者を決めて、継続的に行う。

(10) 全体的な振り返り

内容:対応全体を通じて、当協会のリスク対応手順や規定類等に不備がなかったか、改良すべき点がないかを検討する。

ポイント:内部規定の変更等は躊躇せず機動的に行う。

4、公表基準等に関するガイドライン

- ・資格停止以上の処分を行った場合には原則公表とするが、未成年者の取り扱いや被害者に対する保護についても十分に配慮する。
- ・報道が先行した事案については、事実確認を行い公表することが出来る。また、その場合、初期対応として、「現在、事態の把握に努めております」等の対応を行う場合がある。
- 情報公開のレベル
 - ①当協会ホームページでの公表:軽微な事案を対象とする。
 - ②プレスリリースあるいは取材対応:重要な事案に対する対応。
 - ③会長レク付記者会見:特に重要度の高い事案に対する対応。
 - (例) 組織的犯罪等極度にインテグリティを毀損する事案、死亡事案等。

(各規程類との連携)

第4章

- ・ コンプライアンス管理規程
- ・ 役員及び会員懲戒等に関する規程
- ・ 日本代表選手の行動規範
- 役員規程
- ・ 選手等の不服申立規程
- ・ ドーピング防止規程